

平成27年度第4回二宮町下水道運営審議会次第

日 時 平成27年11月30日(月)

午前10時00分～

場 所 二宮町役場第1会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

(1) 二宮町公共下水道使用料の改定について

(2) その他

4 閉 会

平成27年度第4回下水道運営審議会出席者名簿

平成27年11月30日

氏名	地区	備考	任期
桑原 英俊	—	議会議員	平成28年3月31日
井上 良光	— 色	学識経験者	平成28年3月31日
黒木 勇	富士見が丘	学識経験者	平成28年3月31日
菊田 稔	—	学識経験者(県企業庁平塚水道営業所長)	平成28年3月31日
海野 淳	—	学識経験者(県下水道公社業務部長)	平成28年3月31日
添田 米美	元 町 北	排水設備設置義務者及び使用者	平成28年3月31日
村田 耕一郎	越 地	排水設備設置義務者及び使用者	平成28年3月31日
越地 祐佳	百 合 が 丘	排水設備設置義務者及び使用者	平成28年3月31日
土谷 美智代	元 町 南	排水設備設置義務者及び使用者	平成28年3月31日

※順不同

国が示す使用料単価等の基準

I. 平成17年1月21日全国財政課長・市町村担当課長合同会議資料より抜粋

○下水道事業における使用料の適正化

1. 背景等

使用料収入ではなく、一般会計からの繰出し（租税収入を財源とする。）により汚水処理原価を回収することは、下水処理施設が普及していることによりその便宜を享受できる住民とそうでない住民との間に不公平を生じることになる。

2. 使用料の適正化について

使用料の適正化について、各団体においては、次の考え方を参考として使用料の適正化を図りたい。

<参考>

現在の使用料単価では汚水処理原価を回収できない事業にあつては、水道使用料が176円/m³（家庭用使用料3,119円/20m³・月）（H15決算値）であること及び個別処理浄化槽の使用料単価が135円/m³（家庭用使用料3,075円/20m³・月）（H15決算値）であること等にかんがみ、まずは、**使用料単価を150円/m³（家庭用使用料3,000円/20m³・月）に引き上げること**。特に資本費等汚水処理原価が著しく高かつ経費回収率が低い事業にあつては、早急な使用料の適正化が望まれること。なお、汚水処理原価が150円/m³を下回る場合は、使用料単価は当該汚水処理原価を上限とすべきであること。

II. 「今後の下水道財政の在り方に関する研究会」報告書

平成18年3月総務省自治財政局地域企業経営企画室 より抜粋

【使用料の適正化】

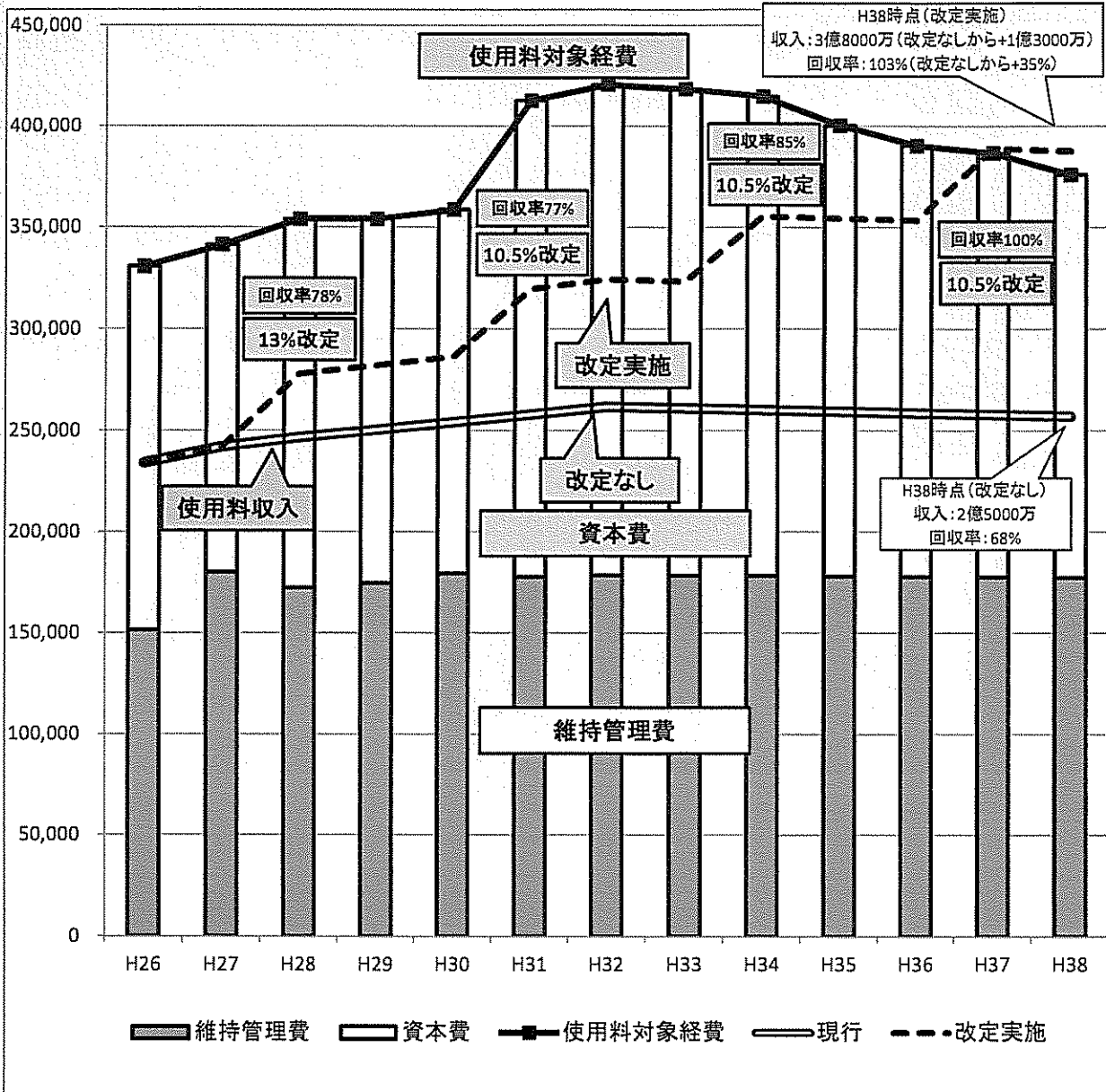
下水道事業については、地方財政法第6条の規定により特別会計を設け、その経費は経営に伴う収入をもって充てなければならぬものとされており、地方公営企業法の適用の有無に係わらず独立採算制の原則が適用されている。また「雨水公費・汚水私費の原則」に基づき、汚水処理経費については一部を除き使用料で回収することが原則とされている。

下水道事業における使用料については、基本は汚水処理経費に見合った額を設定すべきであるが、他の公共料金（特に水道料金）や住民の負担可能額を勘案し、当面の間は全国平均として月3,000円の水準を目途に適正化を図っていくべきである。

この月3,000円の使用料水準については、水道料金（平成15年度決算：月3,150円/20立米）など他の公共料金と比較しても妥当な水準であること。また現時点で最も使用料による汚水処理経費の回収率が高い、すなわち汚水私費の原則に最も合致しうる大都市の状況を見ても、月平均3,000円の水準による使用料設定でほぼ汚水処理経費を回収できること等から、ひとつのベンチマークとしての意味合いを持つと考える。

資料2

平成37年度を目標に経費回収率100%達成としたシミュレーション(料金改定4回)



○平成37年度を目標に経費回収率100%とする改定案(改定4回実施)

平成37年度の使用料収入と対象経費(推計) …

- ・ 収入 ⇒ 約2億6,000万円
- ・ 経費 ⇒ 約3億9,000万円
- ・ 不足分 ⇒ 約1億3,000万円 = 料金改定により増収が必要な額

1億3,000万円の増収に必要な改定率等

(初回を現在検討中の+13%として、改定4回実施の場合) …

- ・ 改定年度 ⇒ 平成28年度、31年度、34年度、37年度
- ・ 料金改定率 ⇒ 初回を+13%、以降は毎回+10.5%とし、現行から+52%
(現行を100%として $100 \times 1.13 \times 1.105 \times 1.105 \times 1.105 = 152\%$)

平成38年度(4回目改定後、1年経過時点)の経営状況 …

- ・ 収入 ⇒ 約3億8,000万円(改定をしない場合と比較し+1億3,000万円)
- ・ 経費 ⇒ 約3億7,000万円
- ・ 経費回収率 ⇒ 約103%(改定をしない場合と比較し+35%)

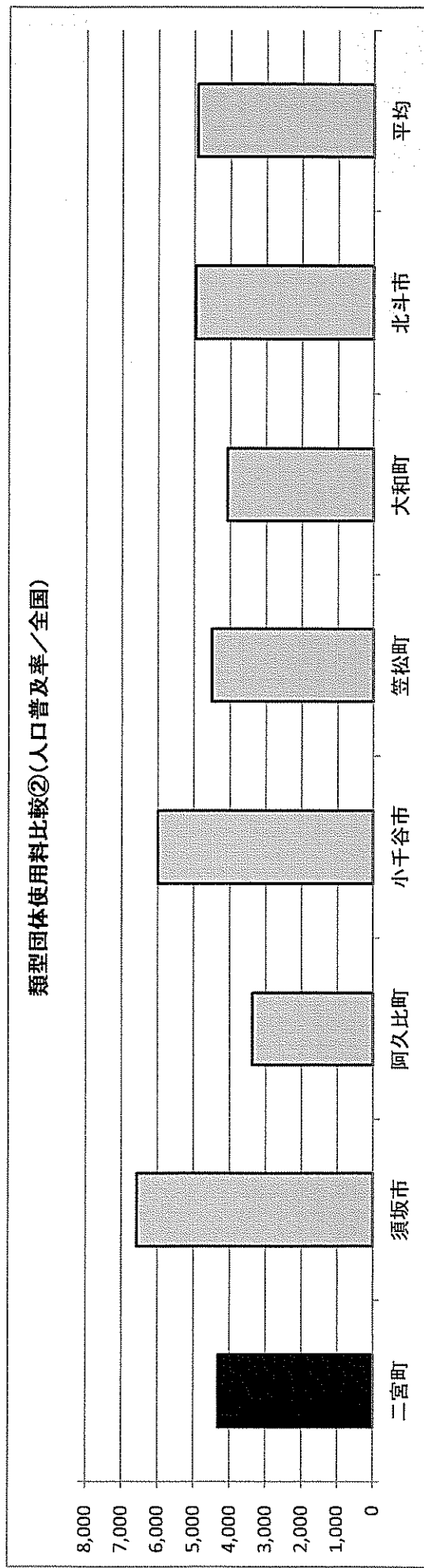
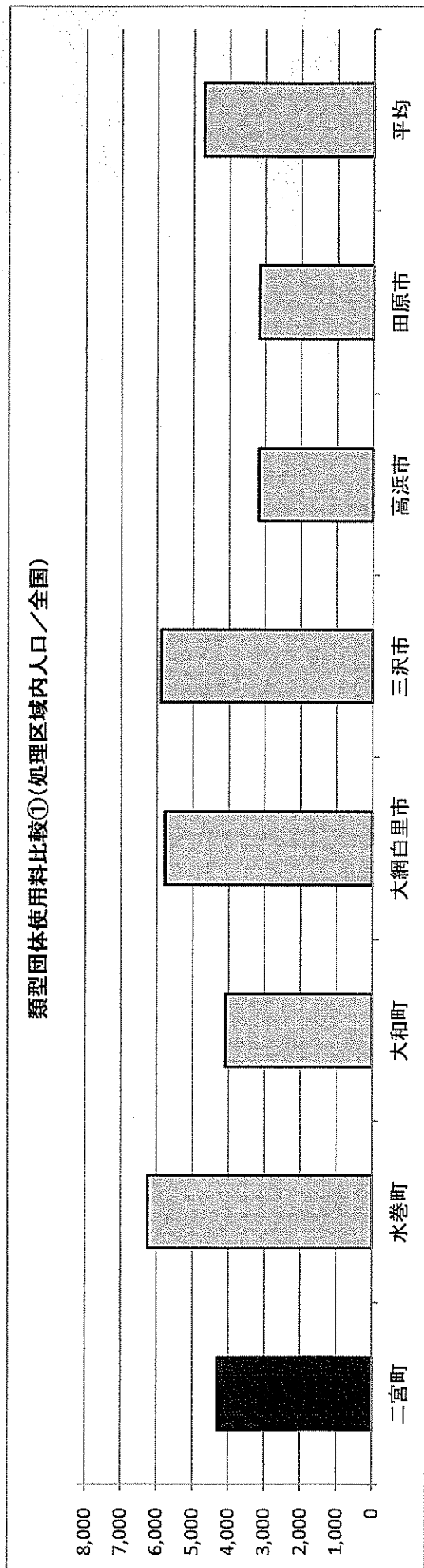
①全国的に見て、規模が近い団体										
処理区域内人口比較		当町								
団体名	神奈川県	福岡県	宮城県	千葉県	青森県	愛知県	愛知県	北海道	左6団体	
事業規模 (H25実績)	二宮町	水巻町	大和町	大網白里市	三沢市	高浜市	田原市	平均		
処理区域内人口	24,380	22,944	23,299	23,869	24,458	24,886	26,168	24,271		
供用開始後年数	15	19	22	23	19	16	23	20		
人口普及率	82.10	78.10	85.40	47.00	59.10	53.90	40.20	60.62		
料金体系 (H26現在)										
37㎡/2ヶ月あたり使用料	4,315	6,237	4,087	5,778	5,883	3,180	3,163	4,721		

*総務省公表 平成25年度下水道事業比較経営診断表において同じ類型団体に分類された101市町村を、処理区域内人口の多い順に集計し、二宮町から直近の上位3団体、下位3団体との比較をそれぞれ示したものの。

②全国的に見て、規模が近い団体										
人口普及率比較		当町								
団体名	神奈川県	長野県	愛知県	新潟県	岐阜県	宮城県	北海道	左6団体		
事業規模 (H25実績)	二宮町	須坂市	阿久比町	小千谷市	笠松町	大和町	北斗市	平均		
処理区域内人口	24,380	41,399	22,283	30,885	18,729	23,299	41,172	29,628		
供用開始後年数	15	24	20	22	22	22	24	22		
人口普及率	82.10	79.50	80.90	81.60	83.50	85.40	85.60	82.75		
料金体系 (H26現在)										
37㎡/2ヶ月あたり使用料	4,315	6,570	3,379	5,994	4,514	4,087	4,978	4,920		

*総務省公表 平成25年度下水道事業比較経営診断表において同じ類型団体に分類された101市町村を、人口普及率の高い順に集計し、二宮町から直近の上位3団体、下位3団体との比較をそれぞれ示したものの。

類型団体との使用料比較 (37m²/2ヶ月あたり使用料 単位：円)



県内市町の下水道使用料改定状況(各市町過去3回を掲載)

上段:施行日/下段:改定率

	H3	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
横須賀市		4/1 23.70%			7/1 24.80%																	10/1 17.00%		
平塚市									4/1 21.82%				4/1 6.49%											
鎌倉市								4/1 16.40%		4/1 13.60%					4/1 19.90%				4/1 7.30%	4/1 10.00%				
藤沢市					4/1 8.20%								10/1 9.59%					10/1 11.98%				10/1 9.24%		
小田原市													4/1 12.00%											
茅ヶ崎市					4/1 8.05%		4/1 13.90%			4/1 17.00%			4/1 14.50%											
逗子市										4/1 15.50%														
三浦市										7/1 13.70%											4/1 11.00%		10/1 16.13%	
秦野市												4/1 1.83%		4/1 18.69%							4/1 16.50%			
厚木市									4/1 3.73%		4/1 5.55%					4/1 9.40%						4/1 9.92%		
大和市												4/1 1.83%									4/1 16.50%			
伊勢原市											4/1 18.69%			4/1 18.69%								4/1 10.50%		
海老名市									4/1 9.80%				4/1 8.30%											
座間市		6/1 30.30%			4/1 23.27%															10/1 10.05%				
南足柄市										6/1 19.20%														4/1 16.30%
綾瀬市			4/1 24.90%				4/1 16.70%				4/1 9.29%													
寒川町						4/1 22.00%				4/1 4.30%											4/1 9.50%			
大磯町													4/1 14.06%			4/1 8.90%				7/1 9.00%				
二宮町																	7/1 8.00%			7/1 20.40%				
大井町	8/1 19.60%			4/1 14.70%			4/1 15.50%																	
松田町																								
開成町								4/1 15.90%												10/1 20.00%				
箱根町			4/1 25.00%				4/1 10.00%				4/1 10.00%													
湯河原町						6/1 20.00%								4/1 10.00%								4/1 7.00%		
愛川町												7/1 8.90%				4/1 3.00%					4/1 8.00%			

※ 各市町村へのアンケート結果より

※ 政令市及び使用料制定後、未改定の町村(葉山町・中井町・山北町・真鶴町・清川村)は除く。